

告示

海外在住タイ国民の帰国に関するお知らせ

現在、タイにおける新型コロナウイルス感染状況は重大な局面（時期）に迫っております。政府は、国内での感染拡大を防止するとともに、海外から入国者からの感染拡大を全力で取り組んでおります。2020年4月2日、首相が議長を務める COVID19 対策本部にて海外在住タイ人に対して 2020年4月15日までタイに帰国することを取りやめるか延期する検討を要請いたします。

従って、タイ王国大阪総領事館は海外在住タイ人に対する帰国手続きに関する旨を以下の通りお知らせ致します。

1. 2020年4月3-15日の間、タイ王国運輸省航空局の発表に基づき発行するタイ帰国許可書発行業務（発行サービス）を一時停止し、2020年4月16日より再開する予定です。
なお、状況により変更可能もございますので、タイ王国大阪総領事館のホームページ（告示）にて常にご確認しますようお願い致します。
2. タイ王国運輸省航空局の発表に基づき発行するタイ帰国許可書を入手したタイ人は予定通り帰国可能としますが、空港にて搭乗手続きする際に、日本出国する72時間前有効の健康診断書（Fit to Fly）を持参することをお勧め致します。

この度、様々なご不便やお手数をお掛けして大変申し訳ございませんが、世界中で起こった新型コロナウイルス拡大の驚異を考慮し、政府が全力で普段通りの生活を早期に取り戻すようあらゆる手段に取り組んでおります。そのために、タイ国民の皆様のご理解・ご協力を切に願っております。どうかよろしくお願いいたします。

なお、日本に留まるタイの皆様はタイ王国大阪総領事館の告示を常にご確認し、お住いの行政機関の指示や要請を従って行動をして頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

